



## 人権週間・人権の日の意義と2学期の集大成の姿を

10月から11月にかけては、学校行事が目白押しで、まさに1年のうちの最盛期でした。10月9日(土)の運動会、11月6日(土)の学習発表会、13日(土)のPTA資源回収では、土曜日のご多用の中にもかわりませず、保護者様、地域の皆様には、大変お世話になりました。ありがとうございます。感染症の第6波やインフルエンザの流行が心配される時期となります。皆様、どうぞ健康にご留意なさってください。

さて、学校の12月の重要な行事に、人権週間・人権の日があります。本校の人権週間は、12月1日(水)～7日(火)で(※公式には12月4日～10日です。)、人権の日(国連人権デー)は、10日(金)です。人権週間・人権の日は、人権を大切にする考え方を広める活動を展開することが目的です。

本校が人権教育で大切にしていることは、次の三つです。



- ①子どもたちの自己肯定感(自分にはよいところがある、自らの存在はかけがえのない大切なものであると肯定的に受け止める感情)を高める。
- ②子どもたちの人権感覚(人権が守られていることを感知しこれを望ましいと感じ、反対に人権が侵害されている状態を感知しこれを許せないとする感覚)を磨く。
- ③子どもたちの人権意識(人権が大切にされていることを肯定し、逆に侵害されていることの問題性を認識して、人権侵害を解決しようとする意識)を高める。

学校での人権教育の取組は、全教育活動を通じて実施しています。本校の今年の人権教育のキャッチフレーズは、「心は見えないが、心づかいは見える。思いは見えないが、思いやりは見える。心を働かせてかたちにしていこう。」(全校朝会の校長講話)です。具体的な取組として、人権感覚を磨き人権意識を高める授業、自分のよいところを見つめなおす作文、学級の人権宣言作り等に取り組んでいきます。2学期の教育活動を通して学んだことをまとめる集大成と考えています。教職員も、人権に関する研修、いじめ防止・虐待防止等の研修を行い、自らの人権感覚・人権意識を高めています。

保護者様からも、この機会に「我が子のさわやか賞」を募集し、人権について一緒に考えていただきたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

## 学校・家庭が連携して教育活動を行う学級懇談会の意義

12月22日(水)には、学級ごとに学級懇談会を実施します。ご多用のことと存じますが、ぜひご出席ください。学級懇談会は、通知表をお渡しするだけでなく、各学級担任と保護者様が連絡を取り合える大事な機会です。2学期に子どもたちが経験したことを保護者様にお伝えするために、各学級担任も準備をして参ります。なかなかお伝えしきれない子どもたちの詳細な様子は、学校・学級だよりや学校ブログをご一読いただけたらと思います。また、保護者様から子どもたちの成長につながる課題や問題点など忌憚のないご意見をいただければと存じます。日頃の不安や学校に関しての不明な点があればぜひご意見をお聞かせください。学校として改善するよう努力してまいります。





# 学校行事



日	曜日	行 事
1	水	6年生 卒業写真撮影 人権週間（～7日） あいさつ運動
2	木	委員会活動（4・5・6年）
3	金	5・6年生 薬物乱用防止教室
6	月	保健委員会 クイズラリー
9	木	5年生 茶道体験 クラブ活動（4・5・6年）
13	月	6年生 租税教室
16	木	字会 クラブ活動（4・5・6年） 3年生 クラブ見学
17	金	ノーゲームデー 大掃除
19	日	ラブリー・ブックデー
20	月	4・5・6年生 学びの基礎チャレンジ
21	火	3～6年生 情報モラル出前授業
22	水	給食終了 学級懇談会 教育相談日
23	木	2学期終業式
24	金	冬季休業（～1月6日）



## 3学期の主な学校行事

※学校だより等でお知らせしておりました3学期の主な学校行事について、次のように変更させていただきます。ご了承くださいませようお願いいたします。

- 1月 7日（金）3学期始業式
- 11日（火）給食開始
- 26日（水）授業参観（2校時） PTA講演会
- 2月 8日（火）6年生 学びの実験室 新入児 1日入学
- 3月 2日（水）6年生を送る会（2・3校時）
- 18日（金）令和3年度 卒業証書授与式（3校時まで）
- 24日（木）令和3年度 修了式



### 文部科学大臣よりメッセージ

保護者の皆さまへ

「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」

子供たちへの虐待は、児童相談所の相談対応件数（速報値）が初めて20万件を超えるなど、極めて深刻な状況です。新型コロナウイルス感染症の影響による生活不安やストレス等に伴い、児童虐待のリスクが一層高まっています。児童虐待により子供たちが傷つき、亡くなるようなことは、何としても無くさなければなりません。

虐待は、殴る、蹴るといった身体的虐待ではありません。言葉で脅す、無視するなどの心理的虐待、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなどのネグレクトや性的虐待もあります。いずれも子供たちの心身に深い傷を残します。

保護者の皆さま、大切なお子さまの健やかな成長のため、「虐待はしない」と誓ってください。心に余裕がない時はストレスの解消など、皆さま自身が休むことも大切です。子育てに不安や悩みがある時には、身近な人に相談したり、自治体の相談窓口等を頼ったりしてください。皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。